

米子新体育館整備等事業

実施方針 (修正版)

令和5年2月
令和5年3月31日修正

鳥取県・米子市

米子市（以下「市」という。）及び鳥取県（以下「県」という。）は、米子新体育館整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「PFI 事業者」という。）の選定を行うにあたって、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定めたので、
同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 公 表 す る 。

一 目 次 一

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	8
第2 PFI 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 PFI 民間事業者の募集及び選定方法	9
2 PFI 民間事業者の募集・選定スケジュール	9
3 募集手続等	10
4 応募者が備えるべき参加資格要件	13
第3 PFI 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1 リスク分担の基本的な考え方	17
2 業務の要求水準	17
3 PFI 事業者によるセルフモニタリング	17
4 市によるモニタリング	17
第4 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項	18
1 事業実施予定地	18
2 新体育館の目指す基本コンセプト	20
3 施設構成	20
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	24
1 協議に関する事項	24
2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項	24
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項	24
2 契約解除等の方法に関する事項	24
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1 法令上及び税制上の措置に関する事項	24
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
3 その他支援に関する事項	24
第8 その他特定事業の実施に関する事項	25
1 議会の議決	25
2 応募に伴う費用負担	25
3 情報公開及び情報提供	25
4 その他	25
5 問い合わせ先	25

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

米子新体育館整備等事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

総合体育館等

(3) 公共施設の管理者の名称

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

(4) 事業の目的

米子市の位置する鳥取県西部地域は、東に中国地方最高峰を誇る国立公園大山、北に日本海、西に中海という豊かな自然に恵まれ、その自然環境を生かした取り組みとして、全日本トライアスロン皆生大会や皆生・大山 SEA TO SUMMIT 等、全国規模のアウトドアスポーツイベントが開催されている。

また、2024年にはねんりんピック、2027年にはワールドマスターズゲームズが県内で開催されるとともに、2033年に第88回国民スポーツ大会の開催地として内々定を受けるなど、地元におけるスポーツへの関心が高まっている状況である。

こうした中で、県及び市において、それぞれ「スポーツ推進計画」を策定し、「誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくり」や「スポーツを通じた地域の活性化」等を図っていくこととしているが、スポーツ振興の舞台となる体育施設は昭和の時代に整備されたものが多く、特に、市においては、昭和44年に建築され、半世紀に渡り市内の屋内スポーツ施設の拠点として親しまれてきた市民体育館の老朽化に伴う改修時期が迫り、今後の整備のあり方が課題となっていた。

他方、県においても、体育施設等の公共施設の配置最適化の検討を行っていたことから、同様の大規模体育館である米子産業体育館と併せて、その在り方について、令和元年8月に設置された「鳥取県・米子市の体育施設の在り方検討協議会」で協議した結果、2つの総合体育館に市営武道館を加えた3施設を統廃合し、東山公園内に新体育館を共同整備する方向性とした。

本事業では、県・市が連携することにより、単独の自治体のみでは整備できない機能・規模を有する県西部のスポーツ拠点として新体育館を整備し、多様なニーズに柔軟に対応するとともに、東山公園全体の魅力向上を図って地域活性化に資する施設・公園とすることを目的とする。

(5) 対象施設

本事業は廃止対象、新規整備対象及び維持管理対象から構成されるものとする。なお、県営東山水泳場、県立米子産業体育館及び米子市営武道館は本事業の対象外である。

	米子市民体育館	米子市営東山補助グランド（敷地内屋外トイレを含む）	米子新体育館	東山公園	公園内 屋外トイレ（4箇所）	米子市東山体育館	米子市営弓道場	米子市営東山陸上競技場	米子市民球場	米子市営東山球技場	米子市営東山庭球場	米子市営駅休憩舎	県営東山水泳場	県立米子産業体育館	米子市営武道館
廃止対象	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新規整備対象	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
維持管理業務対象	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-
本事業対象外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●

① 米子新体育館

米子新体育館は、以下の諸室等から構成する。

- ア メインアリーナ
- イ サブアリーナ
- ウ 武道場
- エ 会議室
- オ 更衣室
- カ 医務室・授乳室・キッズスペース
- キ 事務室
- ク 多目的室兼トレーニングルーム
- ケ 共有スペース

② 公園内既存体育等施設

公園内既存体育等施設は、以下の施設から構成する。なお、東山公園内にある鳥取県営東山水泳場は県の施設であるため本事業の対象外とする。

- ア 米子市東山体育館
- イ 米子市営弓道場
- ウ 米子市営東山陸上競技場
- エ 米子市民球場
- オ 米子市営東山スポーツ広場
- カ 米子市営東山球技場
- キ 米子市営東山庭球場
- ク 東山公園駅休憩舎

(6) 対象業務

① 体育施設整備業務

- ア 市民体育館の電源設備仮移転業務
- イ 寄贈品移設業務
- ウ 市民体育館及び補助グランドの解体撤去業務
- エ 新体育館の設計業務
- オ 新体育館の建設業務
- カ 新体育館の工事監理業務
- キ 備品等調達設置業務

② 運営準備業務

- ア 運営準備業務
- イ 供用開始前の広報活動及び予約受付業務
- ウ 開館式典及び内覧会等の実施業務

- ③ 維持管理業務
- ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 備品等保守管理業務
 - エ 外構等保守管理業務
 - オ 衛生管理業務
 - カ 警備業務
 - キ 修繕業務（※）
 - ク 天然芝維持管理業務

※経常修繕及び計画修繕を除く大規模修繕は、本事業の事業範囲外である。

- ④ 運営業務
- ア 受付・予約調整業務
 - イ 管理運営業務
 - ウ 運動プログラム運営業務
 - エ 使用料金の徴収管理業務
 - オ 広報・誘致業務
 - カ 災害時初動対応業務

⑤ 民間付帯事業

(7) 事業方式

PFI 事業者が、体育施設整備業務を行った後、その所有権を市に移転したうえで、新体育館と公園内既存体育等施設を一体的に維持管理業務・運営業務等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(8) 事業の期間（予定）

本事業の事業期間は、令和6年4月1日から令和24年3月31日までとし、その内訳は以下のとおりとする。

屋外キュービクル	一時設置 (リース)	令和6年9月末までに完了し、新体育館建設後、速やかに撤去
米子市民体育館	解体撤去	令和6年11月1日以降に着手 (令和6年10月に開催するねんりんピック【第36回全国健康福祉祭とつり大会】終了後に解体可能となる予定)
新体育館	設計・建設	令和6年4月～PFI事業者提案に基づく時期 (適切な運営準備期間が確保できるよう引渡しを行うこと)
	運営準備	施設の引渡しの日～供用開始日
	維持管理	施設の引渡しの日～令和24年3月
	運営	供用開始日～令和24年3月 (令和9年4月1日までに供用開始することとし、

	具体的な時期は <u>PFI</u> 事業者提案に基づく)
東山公園及び 公園内既存体育等施設※	維持管理・ 運営 令和 8 年 4 月～令和 24 年 3 月
※令和 8 年 3 月 31 日まで、現指定管理者によって維持管理・運営が行われている。	
※米子市民体育館の解体撤去に令和 6 年 11 月 1 日以降に着手し、令和 9 年 4 月 1 日までに新体育館を供用開始することに事業期間の不足があると考えられる場合は、追加で必要な期間について意見を提出すること。	
※意見の受付は「第 2 / 3 / (2) 実施方針等に関する質問・意見の受付」に示す。	

(9) 公の施設の設置及び管理等について

① 設置及び管理に関する条例

新体育館は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定による公の施設として整備するため、その設置及び管理に関する事項は、別途条例で定める。

② 指定管理者の指定

維持管理・運営業務の対象施設においては、PFI 事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定することを予定している。

(10) PFI 事業者の収入

本事業の PFI 事業者の収入は以下の通りを想定する。詳細は募集要項等で示す。

① 施設整備に関連する業務に係る対価

体育施設整備業務に係る対価は、所有権移転後、事業契約においてあらかじめ定める額を割賦方式により市が PFI 事業者に支払う。

なお、本事業は補助金等の活用を想定している。体育施設整備業務に係る対価の内、補助金等に係る部分は、交付ごとに一括で PFI 事業者へ支払う予定である。詳細は募集要項等で示す。

② 運営準備、維持管理運営に関連する業務に係る対価

運営準備業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、全額一括払により市が PFI 事業者に支払う。

新体育館、公園内既存体育等施設及び公園内屋外トイレ等の維持管理・運営業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、維持管理・運営業務の期間にわたり市が PFI 事業者に支払う。

なお、維持管理・運営業務に要する対価のうち、光熱水費に相当する対価については、PFI 事業者の提案額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理・運営業務期間にわたり市が PFI 事業者に支払う予定である。詳細は募集要項等で示す。

③ 新体育館及び公園内既存体育等施設の使用料金

PFI 事業者は、条例で定める額の範囲内において、新体育館及び公園内既存体育等施設の使用料金を自らの収入とし、本事業の対象施設の維持管理運営業務へ充てることとする。

なお、使用料金の変動に係るリスク分担は募集要項等で示す。

④ PFI 事業者の運動プログラム運営業務による収入

PFI 事業者の実施する運動プログラム運営の参加者から料金を收受することを可能とする。運動プログラムに関する月額料金等（個人の定期使用や教室・講座・講習会等への参加の場合）を設定し、全て事業者の収入とする。

⑤ 民間付帯事業（任意）の実施による収入

PFI 事業者が任意で実施する民間付帯事業から得た収入は、全て事業者の収入とする。

(11)本事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等

事業を実施するに当たり、PFI 事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守すること。なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

■ 法律・条例等

- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 消防法
- ・ 駐車場法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 電気事業法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 警備業法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 障害者基本法

- ・ 障害者差別解消法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 興行場法
- ・ 文化財保護法
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ スポーツ基本法
- ・ 計量法
- ・ 鳥取県建築基準法施行条例
- ・ 鳥取県屋外広告物条例
- ・ 鳥取県スポーツ審議会条例
- ・ 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・ 鳥取県福祉のまちづくり条例
- ・ 鳥取県都市公園条例
- ・ 鳥取県興行法施行条例
- ・ 鳥取県食品衛生条例
- ・ 鳥取県文化財保護条例及び施行規則
- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例
- ・ 鳥取県産業振興条例
- ・ 鳥取県星空保全条例
- ・ 米子市都市公園条例及び施行規則
- ・ 米子市移動等円滑化のために必要な特定公園内既存体育等施設の設置に関する基準を定める条例
- ・ 米子市都市計画法施行細則
- ・ 米子市景観条例及び規則
- ・ 米子市環境基本条例
- ・ 米子市水道事業給水条例及び施行規則
- ・ 米子市下水道条例及び施行規則
- ・ 米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 米子市個人情報保護条例
- ・ 米子市情報公開条例
- ・ 米子市風致地区内における建築物等の規制に関する条例及び施行規則
- ・ 米子市体育施設条例
- ・ 米子市中小企業振興条例
- ・ その他関連法令、条例等

■ 要綱・基準等

- ・ 米子市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する指導要綱
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同基準の資料

- ・建築設計基準及び同解説、建築設備設計基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建築保全共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・空気調和・衛生工学便覧
- ・公共建築工事積算基準、公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準、公共建築工事数量積算基準、公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の環境保全性基準、官庁施設の防犯に関する基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・石綿障害予防規則
- ・ガラスを用いた開口部の安全設計指針
- ・ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・鳥取県グリーン購入基本方針
- ・米子市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針
- ・米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例及び施行規則
- ・その他の関連要綱及び基準

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定基準

県及び市は、本事業を PFI 法に基づく特定事業として実施することで、事業期間を通じた財政負担の縮減が期待できる場合、もしくは、財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

(2) 特定事業の選定方法

県及び市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価する。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合は客觀性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

県及び市は、本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価内容とあわせて、県及び市のホームページ等を用いて速やかに公表する。

特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第2 PFI事業者の募集及び選定に関する事項

1 PFI民間事業者の募集及び選定方法

本事業は、体育施設整備業務、維持管理業務等の各業務の実施を通じて、PFI民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、PFI民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、県及び市は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するものとする。

2 PFI民間事業者の募集・選定スケジュール

PFI民間事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。

日程	内容
令和5年2月13日（月）	実施方針等の公表
令和5年2月22日（水）	現地見学会（市民体育館等、米子産業体育館、市営武道館を予定）の実施
令和5年3月3日（金）	実施方針等に関する質問・意見の締切り
令和5年3月下旬	実施方針等に関する質問・意見への回答 ※必要に応じ、実施方針等の修正案も公表
令和5年5月	個別対話の実施（1回目）
令和5年6月	特定事業の選定・公表
令和5年7月	募集要項等の公表
令和5年8月	募集要項等に関する質問・意見の締切り
令和5年8月	募集要項等に関する質問・意見への回答
令和5年9月	参加表明書及び参加資格確認書類の受付 VE提案の提出 (VE提案：性能や希望を維持又は向上させ、建設費縮減を可能とする提案)
令和5年10月	資格確認結果通知 VE提案の審査結果通知
令和5年10月	個別対話の実施（2回目）
令和5年12月	提案審査書類の受付
令和6年1月	提案審査書類の審査・プレゼンテーション
令和6年1月中旬	優先交渉権者の決定
令和6年2月	選定事業者との基本協定の締結
令和6年2月	PFI事業者との事業仮契約の締結
令和6年3月中旬	PFI事業者との事業本契約締結

3 募集手続等

(1) 現地見学会の実施

① 受付期間

令和5年2月20日（月）17時（必着）まで

② 提出方法

現地見学会に参加する者は、市が指定する現地見学会参加申込書（様式3）にそれぞれ記入し、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。

③ 提出及び連絡先

「第8/5 問い合わせ先」記載の連絡先に提出すること。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

① 受付期間

令和5年3月3日（金）17時（必着）まで

② 提出方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、市が指定する質問書（様式1）、意見書（様式2）にそれぞれ記入し、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。

③ 提出及び連絡先

「第8/5 問い合わせ先」記載の連絡先に提出すること。

(3) 実施方針等に関する質問・意見への回答

市は、質問・意見及びその回答を、令和5年3月下旬までに市のホームページで公開する。

(4) 実施方針等の変更

実施方針等は、（3）のPFI民間事業者からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までにその内容を見直し、変更することがある。なお、変更を行った場合には、市のホームページにおいて速やかに公表する。

(5) 個別対話の実施（1回目）

実施方針等に関する質問・意見への回答後、1回目の個別対話を実施する。なお、対話のテーマや対象者等を設定した上で実施する予定であり、個別対話の実施方法等の詳細は、実施方針等に関する質問・意見への回答後に市のホームページで公表する。

(6) 募集要項等の公表

募集要項等は、市のホームページで公表する。

(7) 募集要項等に関する質問受付、回答の公表

募集要項等については、公表後の一定期間内に質問を受け付け、その要旨及び回答を市のホームページで公表する。なお、質問の提出及び回答方法及びVE提案に係る質問については、募集要項等において示す。

(8) 参加表明書の受付及びVE提案の審査結果通知

応募者は、募集要項等で定めるところにより参加表明書に必要な書類を提出し、事前に市の資格確認を得なければならないものとする。VE提案の審査結果通知は、VE提案を行った者に対して通知する。なお、詳細な通知方法は、募集要項等において示す。

(9) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書に関する詳細な手続及び様式は、募集要項等において示す。

(10) 個別対話の実施（2回目）

市は、資格審査を通過した者（以下「資格審査通過者」という。）に対し、対面方式での質疑応答を実施する予定である。実施方法等の詳細については、資格審査通過者に対して個別に通知する。

(11) 提案審査書類の受付

資格審査通過者は、募集要項等の定めるところにより、提案審査書類を市に提出することができる。なお、提案審査書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等で示す。

(12) 米子新体育館整備等事業者選考委員会の設置

優先交渉権者の決定にあたり、市は、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、以下の有識者等で構成する米子新体育館整備等事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置している。

なお、選考委員会は非公開とし、応募者が、優先交渉権者決定までに委員会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

区分	氏名	所属
委員長	原田 宗彦	学校法人浪商学園 大阪体育大学
副委員長	高増 佳子	独立行政法人 国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校 建築デザイン部門
委員	宮脇 儀裕	学校法人藤田学院 鳥取短期大学 生活学科住居・デザイン専攻
	山根 朋洋	税理士法人 山根会計事務所
	檜山 恵理	一般社団法人 鳥取県障がい者スポーツ協会
	木本 美喜	鳥取県地域づくり推進部
	若林 満弘	米子市経済部

(13) 優先交渉権者の決定

提案審査書類を提出した者を対象に、選考委員会による提案内容のプレゼンテーション及び提

案内容に対するヒアリングを行う。市は、選考委員会の評価結果を基に、最も評価点の高い者を優先交渉権者として選定し、その旨を通知する。この場合において、市は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退等した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

(14) 優先交渉権者選定後の手続

① 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項、特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉権者を選定事業者として決定する。ただし、優先交渉権者との協議の結果、基本協定の締結に至らなかった場合は、審査委員会における評価点が高い順に基本協定の協議を行う。

② 特別目的会社の設立等

基本協定を締結した選定事業者は、仮契約の締結前までに、特別目的会社を米子市内に設立しなければならないものとする。

③ 事業契約の締結

市と選定事業者は、事業契約に係る仮契約を特別目的会社との間で締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

4 応募者が備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 本事業に応募できるものは、複数の企業から構成される企業グループ（以下「応募者」という。）とする。
- ② 応募者は、新体育館の設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、新体育館の建設業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、新体育館の工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務を実施する企業（以下「運営企業」という。）から構成されるものとする。
- ③ 応募者を構成する企業（以下「構成員」という。）のうち、(2)②アからカまでの複数の要件を満たす企業は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができる。ただし、建設企業と工事監理企業については、同一の企業の者または資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねることができないものとする。
- ④ 構成員は、議決権の保有割合に応じて、以下のとおり分類されるものとする。
 - ア PFI 事業者に出資のうえ最大の議決権を保有し、かつ、PFI 事業者から直接業務を受託又は請け負う企業（以下「代表企業」という。）
 - イ PFI 事業者に出資のうえ議決権を保有し、かつ、PFI 事業者から直接業務を受託又は請け負う企業（以下「構成企業」という。）
 - ウ PFI 事業者の議決権を保有しないものの、PFI 事業者から直接業務を受託又は請け負う企業（以下「協力企業」という。）
- ⑤ 代表企業は、応募者を代表して応募手続きを行うものとする。
- ⑥ 構成員には、県内企業事業者（鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）条例第 8 条第 2 項にいう県内事業者をいう。）及び市内企業事業者（米子市中小企業振興条例第 2 条第 1 号にいう中小企業者をいう。）を含めること。

(2) 応募者の資格要件

① 共通の要件

- 応募者は、いずれの者も、以下に掲げる全ての事項を全て満たすものとする。
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始又は破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
 - ウ 参加表明書の提出期限の日までに、「米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱」、「米子市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」、「鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱」、「鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱」のいずれかに基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - エ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ・ 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）

以下同じ。) であると認められる者

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - ・ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- カ 本事業のアドバイザリー業務である「米子新体育館整備等事業 PFI 事業者選定アドバイザリー業務委託」の受託者及びその協力会社である、株式会社長大、内藤・さきくさ法律事務所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- キ 選考委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

② 個別の要件

ア 設計企業

設計企業は、県内**企業事業者**を1者以上含むこと。また、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者は全ての要件を満たし、他の者は（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

- （ア）募集要項等公表年度における「米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿」又は「鳥取県測量等業務入札参加資格者名簿」の審査登録者であること。
- （イ）建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- （ウ）平成4年度以降において、延床面積5,000m²以上の屋内運動施設に係る基本又は実施設計業務を、元請として完了した実績を有すること。

イ 建設企業

建設企業は、建築一式工事、電気工事及び管工事の全てで県内**企業事業者**を1者以上含むこと。また、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者は全ての要件を満たし、他の者は（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

- （ア）募集要項等公表年度における「米子市建設工事（建設工事）入札参加資格者名簿」又は「鳥取県建設工事入札参加資格者名簿」の審査登録者であること。
- （イ）建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- （ウ）平成4年度以降において、延床面積5,000m²以上の屋内運動施設に係る建設工事を、元請として完了した実績を有すること。

ウ 工事監理企業

工事監理企業は、県内**企業事業者**を1者以上含むこと。また、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者は全ての要件を満たし、他の者は（ア）～（ウ）の要件を満たすこと。

- (ア) 募集要項等公表年度における「米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿」又は「鳥取県測量等業務入札参加資格者名簿」の審査登録者であること。
- (イ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- (ウ) 建設企業が兼務していないこと。
- (エ) 平成4年度以降において、延床面積5,000m²以上の屋内運動施設に係る工事監理業務を、元請として完了した実績を有すること。

エ 維持管理企業

維持管理企業は、県内**企業事業者**を1者以上含むこと。また、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者は全ての要件を満たし、他の者は（ア）の要件を満たすこと。

- (ア) 募集要項等公表年度における「米子市入札参加資格（物品・役務）」又は「鳥取県競争入札参加資格者名簿」の審査登録者であること。
- (イ) 平成24年度以降において、国又は地方公共団体の所管する体育施設の維持管理業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。

オ 運営企業

運営企業は、県内**企業事業者**を1者以上含むよう努めること。また、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者は全ての要件を満たし、他の者は（ア）の要件を満たすこと。

- (ア) 募集要項等公表年度における「米子市入札参加資格（物品・役務）」又は「鳥取県競争入札参加資格者名簿」の審査登録者であること。
- (イ) 平成24年度以降において、国又は地方公共団体の所管する体育施設の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。

カ 民間付帯事業

民間付帯事業を実施する事業者に関する個別要件は問わない。

(3) 応募に関する留意点

- ① 参加表明書の提出以降において、応募者の変更は認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、市が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ② 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付日とする。なお、参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。
- ③ 参加表明書の提出以降、応募者は、同時に他の応募者となることはできないものとする。

(4) 提出書類の取り扱い

① 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、市は、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、選定事業者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により市に使用許諾が付与されるものとする。

② 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

③ その他

提出書類は返却しない。優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかつた応募者の提出書類について、市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

第3 PFI民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業は、最も適切にリスクを管理することのできる主体がリスクを負担することにより、事業の効率及び効果を最大化することを目指している。PFI事業者が担当する業務については、PFI事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを適切に管理するものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるリスクについては、市がその全て又は一部を負担するものとする。

市とPFI事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別紙「リスク分担表」に示すとおりとする。なお、詳細については、募集要項と同時に公表予定の事業契約書（案）において定めるものとする。

2 業務の要求水準

PFI事業者が遵守すべき業務の要求水準は、要求水準書で定めるとおり。

3 PFI事業者によるセルフモニタリング

PFI事業者は、本事業の実施に関し、要求水準書に定める基準に基づく業務の遂行状況についてセルフモニタリングを行うものとする。

PFI事業者は、セルフモニタリングの結果について、市の求めに応じて隨時、報告書を作成して提出するものとする。

その他、セルフモニタリングの詳細については、募集要項等において示す。

4 市によるモニタリング

市は、PFI事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか確認するためにモニタリングを行う。モニタリングの結果、各業務の成果が要求水準及び事業契約に定めた条件に適合しないと判断される場合には、市は業務内容に対する改善指示等を行うことができるものとし、PFI事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

その他、モニタリングの詳細については、募集要項等において示す。

第4 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

1 事業実施予定地

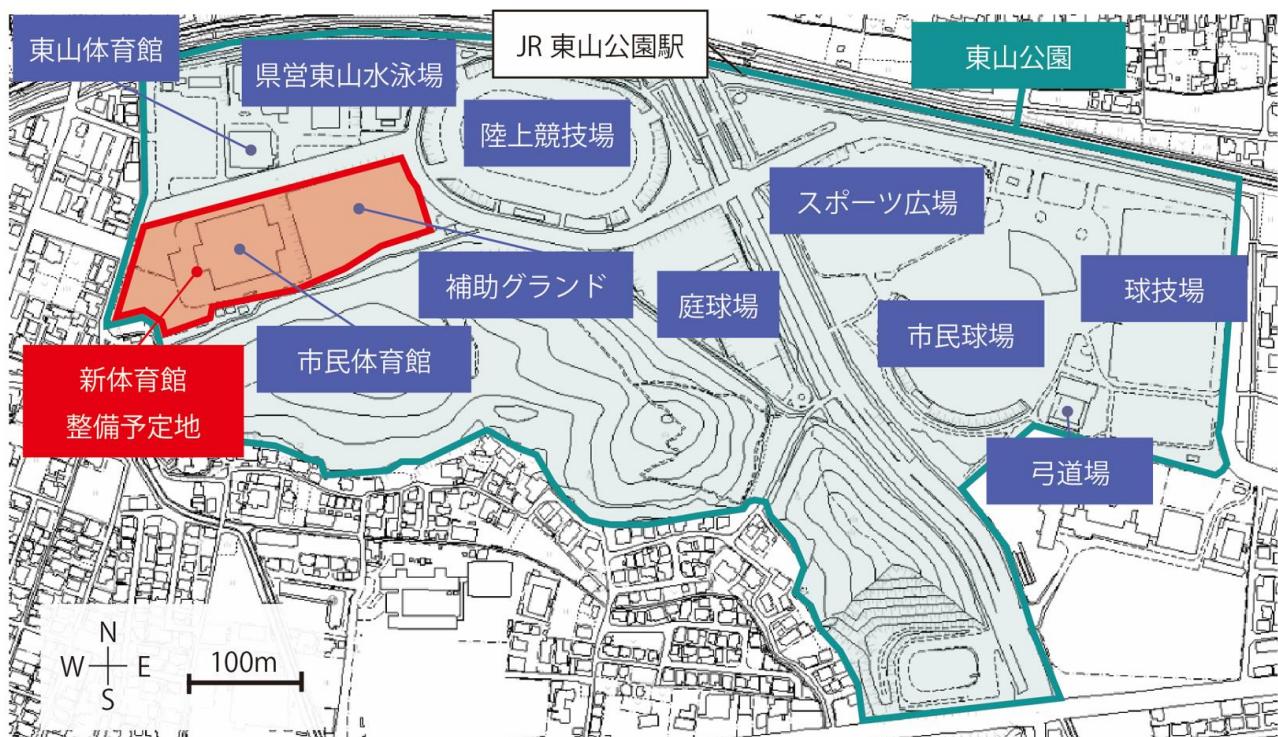
① 建設場所

米子新体育館を整備する対象敷地は、米子市民体育館を除却した跡地（駐車場スペースを含む）及び米子市民体育館に隣接している米子市営東山補助グランドとする。

② 対象敷地の概要

本事業の対象敷地である東山公園は、「JR 東山公園駅」に隣接し、「JR 米子駅」とも約 1.1 km の距離に位置するため、集客に向けた仕組みが構築しやすい。また、東山公園は都市公園であり、公園内には複数の運動施設が集約している。

位置図



【解体撤去業務の対象施設概要】

市民体育館	設置年	昭和 44 年（1969 年）築 53 年
	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造
	階数	2 階建て
	面積	敷地面積：10,103 m ² 延床面積：6,628 m ²
補助グランド	面積	敷地面積：約 8,000 m ²
	残置物	屋外トイレ、水道、NPB ベース・ウォール

【新体育館整備地の概要】

敷地面積	約 24,100 m ²
接道条件	PFI 事業者提案に基づく整備計画確定後、新体育館整備地の北側園路を建築基準法第 43 条ただし書により接道とすることも含め検討する。

【東山公園概要】

所在地	鳥取県米子市東山地内
公園面積	241,581 m ²
土地所有者	米子市
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域 ※事業実施が可能となるよう都市計画の変更等を予定
建ぺい率・容積率	60%（都市計画公園：10%）・200%
日影規制	制限あり 高さが 10m を超える建築物
防火地域	防火地域等 建築基準法第 22 条に指定する区域
地域・地区	都市計画公園内 人口集中地区界 22 条地域
接道条件	市道：東山公園線から昭和町東福原線に接道
インフラ整備状況	上水・電気・光通信
交通アクセス	「JR 東山公園駅」が公園敷地内に所在 「JR 米子駅」から 1.1km
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■想定浸水高 0.5m 未満～3.0m (公園内の東山体育館は緊急避難場所に指定：0.5m 未満) ■島根原子力発電所から 30km 圏外 ■土砂災害警戒区域等の指定一部あり (新体育館整備エリア周辺にはなし) ■保安林の指定一部あり (新体育館整備エリア周辺にはなし)

2 新体育館の目指す基本コンセプト

- ① 年齢や障がいの有無を問わず誰もがスポーツに親しみ健康づくりに役立つ施設
 - ・ 地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる県西部地域の拠点施設としてスポーツ人口の拡大や競技力の向上に資する施設とする。
 - ・ 施設全体のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を充実させ、パラスポーツ等にも適した施設設計とすることにより、現在ではスポーツ参加率の比較的低い障がい者の方にも利用しやすく、障がいの有る人も無い人も同じ空間でスポーツを楽しむことのできる施設とする。
 - ・ 段差の解消、スロープやエレベーターの設置等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを推進し、高齢者や障がい者の方にも十分に配慮した人にやさしい施設とする。
 - ・ 高齢者、ビジネスパーソンのスポーツ参加を促し、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防に寄与する施設とする。
- ② スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域活性化に資する施設
 - ・ 県西部地域の拠点スポーツ施設として必要なアリーナ・観客収容数を確保した施設とし、プロスポーツや全国規模の大会開催によるスポーツツーリズムの推進を図る。
 - ・ 市の玄関口である JR 米子駅からのアクセスの良さや海と山に囲まれた好立地を活かし、県外からの合宿受け入れ等によるスポーツ交流人口の拡大を促す。
- ③ 安心・安全なまちづくりに貢献する施設
 - ・ 地震や土砂災害など、大規模な災害の発生を想定し、有事には避難所や物資の供給拠点として活用できるなど、トラックの搬入口や非常用発電機の導入等、地域の安全・安心な暮らしに貢献できる防災拠点としての機能を確保した施設とする。
 - ・ 環境負荷の低減を図り、地球環境に優しい施設とする。

3 施設構成

新体育館の諸室等は下表のとおりとし、床面積の総計は 12,000 m²程度を目安とする。なお、

※メインアリーナとサブアリーナを一体として利用できる空間として整備することも可能とする。この場合、一体利用時のアリーナサイズは 101m×44m 以上とし、長辺の 62m のラインを目安として可動式間仕切りにより区切ることができるようすること。また、コート数や観客席は下表のメインアリーナとサブアリーナを合算したものを確保することとし、その他の規定については下表の定めに準じる。

【必要諸室】

区分	機能（必須とする内容）
メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none">・ 県西部地域の拠点スポーツ施設として、プロスポーツや全国規模の大会の開催に耐えうる施設とし、放送設備を備えること。・ 各競技の大会開催時に必要なコート数として、ハンドボール 2 面、バスケットボール 3 面、バレーボール 4 面、テニス 4 面、バドミントン 14 面での実施が可能なスペースを確保できる規模 (2,728 m² (62×44m) 程度) とすること。・ 体操競技の実施を可能とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井の高さやコート間の距離、エンドライン・サイドラインと壁・オーバーハング端部の距離など各競技団体と調整した上で、競技実施に支障の出ないよう配慮した設計とすること。 ・ 競技スペース全体を見渡すことが可能な観客席を固定式と可動式を合わせ、3,000 席程度設置すること。また、車いす利用者等の観客スペースを設置し、観客席数に応じた避難経路を確保すること。 ・ 使用する器具等の収納に必要な倉庫スペースを確保すること。 ・ バスケットボールコートを基準に、3 面に分割して使用が可能とすること。分割方法は防球ネット並で可とする。 ・ 米子産業体育館の展示使用をはじめとした催事等の使用に配慮した機能とすること。 ・ 障がいの方にとっても利用しやすい施設とすること。 ・ フローリング床とすること。
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインアリーナを補完するだけでなく、サブアリーナ単体でも大会が開催できる規模 ($1,716 \text{ m}^2$ ($44 \times 39\text{m}$) 程度) とすること。 ・ 動線・諸室配置に際し、利用面や運用面でメインアリーナとの連携を想定し、メインアリーナに近接した位置への配置等、利用しやすい計画とすること。 ・ コート数は、ハンドボール 1 面、バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、テニス 2 面、バドミントン 8 面の実施が可能なスペースとすること。 ・ 体操競技の実施を可能とすること。 ・ 天井の高さやコート間の距離、エンドライン・サイドラインと壁・オーバーハング端部の距離などは各競技団体と調整した上で、競技実施に支障の出ないよう配慮した設計とすること。 ・ 競技スペース全体を見渡すことが可能、かつ、大会開催が可能となるよう観客席を 600 席程度設置すること。 ・ 使用する器具等の収納に必要な倉庫スペースを確保すること。 ・ バスケットボールコートを基準に、2 面に分割して使用が可能とすること。分割方法は防球ネット並で可とする。 ・ 米子産業体育館の展示使用をはじめとした催事等の使用に配慮した機能とすること。 ・ 障がいの方にとっても利用しやすい施設とすること。
武道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道場と剣道場をそれぞれ設置し、双方の競技実施が可能な施設とすること。 ・ 臭気等がこもらないよう、通風、換気に配慮すること。 ・ 柔道場、剣道場とも 400 m^2 ($20\text{m} \times 20\text{m}$) を原則とし、その中に練習場（1 面）と師範室等必要な機能を確保すること。 ・ 剣道場の床材については、利用者の足への負担軽減に配慮した上で選定を行うこと。 ・ 障がいの方にとっても利用しやすい施設とすること。

会議室	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催時及び大会運営時は主催者会議室、出演者又は選手控え室等として利用可能とすること。 間仕切りの活用による分割も含め6部屋程度を確保すること。 面積は合計で 500 m²程度を目安とするが、必要に応じて増減させることを認める。 障がい者の方にとっても利用しやすい施設とすること。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 使用者の利便性を向上させ、施設を快適に使用できるように、シャワー室を併設した更衣室を確保すること。面積は合計で 300 m²を目安とするが、必要に応じて増減させることを認める。 プロスポーツで利用する際は、選手控室としての機能も果たせること。 障がい者の方にとっても利用しやすい施設とすること。
医務室・授乳室・キッズスペース	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良者や活動中の負傷者等の休息や処置について、ゆとりをもつて行うことのできる医務室としてのスペースや機能を設けること。 小さい子ども連れの方も利用しやすいよう、授乳室やキッズスペースを設けること。 面積は、合計で 75 m²程度を目安とするが、必要に応じて増減させることを認める。 障がい者の方にとっても利用しやすい施設とすること。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> 事務室は、利用者動線と管理者動線双方に配慮した場所に配置すること。 応接用のスペースを設けること。 面積は 100 m²程度を目安とするが、必要に応じて増減させることを認める。 障がい者の方にとっても利用しやすい施設とすること。
多目的室兼トレーニングルーム	<ul style="list-style-type: none"> アップスペースやトレーニング、室内スポーツ教室、小規模な展示など、幅広い用途に利用が可能な多目的スペースを設置すること。 施設の位置づけを踏まえたトレーニング器具の設置を必須とするが、器具の内容や数量は任意とする。また、トレーニングルームとその他のスペースを間仕切り等で区切ることは可能とする。 面積は合計で 300 m²程度を目安とするが、必要に応じて増減させることを認める。 障がい者の方にとっても利用しやすい施設とすること。
共有スペース	<ul style="list-style-type: none"> 利用者にとって利便性の高いエントランスホールや通路、階段、エレベーター、トイレ等のスペースを確保すること。 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ「鳥取県福祉のまちづくり条例」を遵守した施設とすること。 大会時に利用者が利用するコンセントは、湯沸かしポットの利用等を想定した専用回路を計画すること。

【駐車場及び駐輪場】

- ・利用者、通行者の安全性、利便性に配慮し、「鳥取県福祉のまちづくり条例」を遵守すること。
- ・円滑な車両の出入りに配慮すること。
- ・大会使用時等、多数の利用者が想定される場合を考慮して、周辺道路の渋滞対策に十分に配慮すること。
- ・新体育館と公園内既存体育等施設の利用者に配慮した駐車場及び駐輪場の配置とすること。
- ・普通車の駐車台数（大型バス、ハートフル駐車場は除く。）を現状の 91 台から 200 台以上増台すること。
- ・ハートフル駐車場を 10 台以上確保し、新体育館入口まで移動しやすい場所に設置すること。詳細は要求水準書に示す。
- ・駐輪場は県民市民の日常利用に配慮し、100 台程度駐車できる屋根付きのスペースを整備すること。また、学生の大会等で多数の来場が見込まれる際は、駐車場の一部を駐輪場として運用する等の対応により、受け入れ可能な体制を整えること。
- ・施設周辺において、新体育館供用開始時点で、可能な範囲で大会開催や日常的な利用に必要な平面駐車スペースを確保すること。
- ・公園内の路上駐車や施設利用者以外による駐車の抑制を図ること。
- ・イベント開催時の大型車両や機材の搬入出を想定した動線を確保すること。

新体育館のアリーナで実施を想定している競技は下表のとおり。アリーナの床や壁については、それぞれの競技を行った際に支障のない作りとすること。

実施想定種目（メインアリーナ、サブアリーナ共通）
ハンドボール、バスケットボール、ミニバスケットボール、6人制バレー、9人制バレー、テニス、ソフトテニス、バドミントン、卓球、体操、フットサル、インディアカ、バウンスボール、ドッヂボール、ボッチャ、車いすバスケット

なお、新体育館の外構部分も含め、可能な範囲で、東京オリンピックにおいて正式種目となった、スポーツクライミングやスケートボード、BMX、3×3バスケを中心に今後普及が期待されるスポーツに親しめる環境の整備を検討すること。

新体育館に備える防災機能は以下のとおり。

- ・メインアリーナは災害時の物資集積拠点として活用できるよう、10t トラックが直接搬入できる進入路を確保すること。
- ・災害の種類によっては、サブアリーナ及び武道場を避難所として活用することを想定しておくこと。
- ・非常用発電装置を設置する。ただし、新体育館とは別に同一敷地内に市において防災倉庫と併せて整備することを想定している。詳細は要求水準書に示す。
- ・新体育館と同敷地内にマンホールトイレを 8 基設置すること。設置箇所は PFI 事業者提案に委ねるが、災害時の利便性、安全性やメンテナンスのしやすさに配慮した配置とすること。
- ・災害時の水源として、県営東山水泳場のプールの水を活用することを想定しておくこと。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 協議に関する事項

事業契約の解釈について、市と PFI 事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行うものとする。協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的な措置に従う。

2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

事業契約に関する紛争は、鳥取地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、事業契約において想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合は、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い、措置をとることとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法令上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法令上及び税制上の措置等は想定していないが、新たな措置が適用可能となった場合は、措置を行うように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を PFI 事業者が受けられるよう努める。

3 その他支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関して、市は必要に応じて協力を行う。

第8 その他特定事業の実施に関する事項

1 議会の議決

(1) 債務負担行為の設定に関する議決

市は、地方自治法第 214 条の規定に基づき、本事業の実施に必要と予測される対価に係る債務負担行為の設定に関する議案については、令和 5 年 6 月開催の市議会定例会に提出する予定である。

なお、本事業の一連の募集及び選定に当たっては、市が県から地方自治法に基づく事務の委託を受けて実施することを予定している。

(2) 事業契約の締結に関する議決

市は、PFI 法第 12 条に基づく事業契約の締結に関する議案については、令和 6 年 3 月開催の市議会定例会に提出する予定である。

(3) 指定管理者の指定に関する議決

市は、PFI 事業者を指定管理者として指定することに関する議案については、施設整備業務の完了までに、市議会定例会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

本事業の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

3 情報公開及び情報提供

本事業は、米子市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、インターネット等を通じて行う。

4 その他

本事業において、PFI 事業者によるネーミングライツの使用は予定していない。

なお、米子新体育館及び公園内既存体育等施設へ企業名やロゴ等を料金制で広告・掲示する取組みを民間付帯事業として提案することは可能とする。

5 問い合わせ先

米子市経済部文化観光局スポーツ振興課

住所：〒683-8686 鳥取県米子市東町 161 番地 2

電話：0859-23-5426

FAX：0859-23-5414

E-mail：sports@city.yonago.lg.jp